



鳥取県公報

令和7年1月14日(火)
第9660号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定（15）（孤独・孤立対策課）	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（16）（企業支援課）	2
	国土調査の成果の認証（17）（農地・水保全課）	3
	鳥取県資源管理方針の変更（18）（漁業調整課）	4
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (19)（県土総務課）	6

告示

鳥取県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月14日

鳥取県知事 平井伸治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	デイハウスわたり	境港市渡町1422	小規模多機能型居宅介護	令和6年11月8日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	デイハウスわたり	境港市渡町1422	介護予防小規模多機能型居宅介護	令和6年11月8日

鳥取県告示第16号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年1月14日

鳥取県知事 平井伸治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール鳥取北イーストコート 鳥取市晩稻348ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオングループ株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

6の書類に記載のとおり

4 変更年月日

令和6年5月28日ほか

5 届出年月日

令和6年12月23日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和7年1月14日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第17号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年1月14日

鳥取県知事 平井伸治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岩美郡岩美町	令和2年度及び令和3年度	岩美町（大字洗井の一部）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字洗井の一部	令和7年1月14日
〃	〃	岩美町（大字長谷の一部）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字長谷の一部	〃
倉吉市	令和元年度及び令和2年度	倉吉市（幸町、見日町、東巖城町、下田中町、東昭和町、南昭和町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、宮川町及び宮川町二丁目の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市幸町、見日町、東巖城町、下田中町、東昭和町、南昭和町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、宮川町及び宮川町二丁目の各一部	〃
西伯郡伯耆町	平成30年度から令和2年度まで	伯耆町（岸本及び押口の各一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町岸本及び押口の各一部	〃
〃	〃	伯耆町（押口の一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町押口の一部	〃
〃	〃	伯耆町（岸本、吉長、押口及び大殿の各一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町岸本、吉長、押口及び大殿の各一部	〃
八頭郡八頭町	令和3年度から令和5年度まで	八頭町（郡家の一部（20203132914））の地籍図及び地籍簿	八頭町郡家の一部	〃
〃	〃	八頭町（堀越及び門尾の各一部（20213132910））の地籍図及び地籍簿	八頭町堀越及び門尾の各一部	〃
〃	〃	八頭町（妻鹿野の一部（20213132935））の地籍図及び地籍簿	八頭町妻鹿野の一部	〃
〃	〃	八頭町（下野の一部（20203132925））の地籍図及び地籍簿	八頭町下野の一部	〃
〃	〃	八頭町（久能寺及び郡家の各一部（20203132941））の地籍図及び地籍簿	八頭町久能寺及び郡家の各一部	〃
〃	〃	八頭町（郡家の一部（20203132945））の地籍図及	八頭町郡家の一部	〃

		び地籍簿		
"	"	八頭町（郡家の一部 (20203132942)）の地籍図及び地籍簿	"	"

鳥取県告示第18号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年1月14日

鳥取県知事 平井伸治

1 変更の内容

変更後	変更前
<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－7 まだい日本海西部・東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2－1 あわび類」から「別紙2－21 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1－1～別紙1－5） 略</p> <p>（別紙1－6）</p> <p>第1 特定水産資源</p> <p>かたくちいわし対馬暖流系群（かたくちいわしのうち、体色が銀色のものをいい、第2及び第3において単に「かたくちいわし」という。）</p> <p>第2～第4 略</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に規定するステップアップ管理を行う。</p> <p>（別紙1－7）</p> <p>第1 特定水産資源</p> <p>まだい日本海西部・東シナ海系群（以下「まだい」という。）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p>	<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－6 かたくちいわし対馬暖流系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2－1 あわび類」から「別紙2－22 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1－1～別紙1－5） 略</p> <p>（別紙1－6）</p> <p>第1 特定水産資源</p> <p>かたくちいわし対馬暖流系群（かたくちいわしのうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）（以下單に「かたくちいわし」という。）</p> <p>第2～第4 略</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に規定するステップアップ管理を行う。</p>

鳥取県まだい漁業(1) 当該知事管理区分を構成する事項ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まだいの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まだい漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に規定するステップアップ管理を行う。

(別紙2-1～別紙2-5) 略

(別紙2-1～別紙2-5) 略

(別紙2-6)第1 水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状(12.1千トン)以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

	特になし。
<u>(別紙2-6)</u> 略	<u>(別紙2-7)</u> 略
<u>(別紙2-8)</u> 略	<u>(別紙2-9)</u> 略
<u>(別紙2-10)</u> 略	<u>(別紙2-11)</u> 略
<u>(別紙2-12)</u> 略	<u>(別紙2-13)</u> 略
<u>(別紙2-14)</u> 略	<u>(別紙2-15)</u> 略
<u>(別紙2-16)</u> 略	<u>(別紙2-17)</u> 略
<u>(別紙2-18)</u> 略	<u>(別紙2-19)</u> 略
<u>(別紙2-19)</u> 略	<u>(別紙2-20)</u> 略
<u>(別紙2-20)</u> 略	<u>(別紙2-21)</u> 略
<u>(別紙2-21)</u> 略	<u>(別紙2-22)</u> 略

2 変更年月日

令和6年12月17日

鳥取県告示第19号

平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、令和7年1月14日から施行する。

令和7年1月14日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

1～3 略	1～3 略
4 落札決定後の手続 (1)～(8) 略 <u>(9) 落札者は、法第20条の2第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときは、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について（令和7年1月14日付第202400236309号鳥取県国土整備部長通知）により、契約締結までに発注者に通知しなければならない。</u>	4 落札決定後の手続 (1)～(8) 略
5・6 略	5・6 略